

第64回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年5月18日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目次	第64回定時株主総会招集ご通知…………… 1 （提供書面）
	事業報告…………… 5
	連結計算書類及び計算書類…………… 22
	監査報告…………… 26
	株主総会参考書類…………… 32
	第1号議案 剰余金の処分の件…………… 32
	第2号議案 定款一部変更の件…………… 33
	第3号議案 補欠監査役1名選任の件 35

 **富士精工株式会社**

証券コード：6142

証券コード 6142
2022年4月28日

株 主 各 位

愛知県豊田市吉原町平子26番地
富士精工株式会社
代表取締役社長 鈴木 龍 城

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月17日（火曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

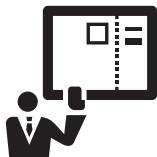
敬 具

記

1. 日 時 2022年5月18日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.c-max.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書面のほか、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.c-max.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ
- 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況を受け、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。また、会場へのご出席に際しましては、当日までの健康状態にご留意のうえ、マスク着用などの感染予防にご協力をお願いいたします。ならびに、新型コロナウイルスの感染予防と株主様の安全確保の観点から、送迎バスの運行を取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承くださいませよう、重ねてお願い申し上げます。
- なお、本株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じさせていただく予定です。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.c-max.co.jp/>）において、最新情報をご案内させていただきますので、適宜ご確認をお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年5月18日(水)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月17日(火)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月17日(火)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案～第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

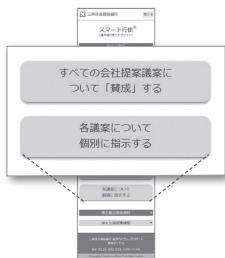
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

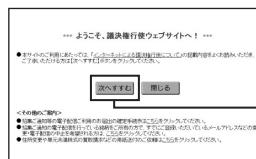
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、前連結会計年度から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、また、米中の貿易摩擦などによる先行きの不透明さが継続している状況にあり、当社グループの受注環境及び生産態勢は依然として不透明感が続いております。さらに、世界的な半導体不足及び原油高の影響が顕在化してきた中で、ウクライナ情勢の緊張が激化し、先行きの不透明感が極めて強まっている状況となっております。

わが国経済におきましても、政府による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出と解除が繰り返されている状況にあり、一部の業種に持ち直しの兆しが見えるなど国内経済は緩やかに回復しつつあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大前の水準には至っておりません。

当社グループの主要な取引先であります自動車産業界におきましては、電動化の推進、自動運転や安全装備などの技術開発への投資は継続されるものの、東南アジアからの部品供給不足や世界的な半導体不足の影響により生産額の計画値に対して下振れリスクが懸念され、先行きの不透明感が強まっている状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは工作機械の製造に実績のある志賀機械工業株式会社を新たな仲間として迎え、収益基盤の強化を図るべく新たな取り組みを開始しております。また、データとデジタル技術を活用し、新たなビジネススタイルを創造していくことを目的としたDX管理室を新設し、中期的な競争力の強化を狙った活動を行っております。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は20,100百万円（前連結会計年度比15.8%増）、営業利益は359百万円（前連結会計年度は69百万円の営業損失）、経常利益は823百万円（前連結会計年度比750.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は665百万円（前連結会計年度は24百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (自2020年3月1日 至2021年2月28日)		当連結会計年度 (自2021年3月1日 至2022年2月28日)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
日 本	百万円 8,437	% 48.6	百万円 8,989	% 44.7	百万円 552	% 6.5
ア ジ ア	5,050	29.1	5,996	29.8	946	18.7
北 米 ・ 中 米	1,756	10.1	2,347	11.7	591	33.7
オ セ ア ニ ア	1,628	9.4	2,082	10.4	453	27.9
そ の 他	481	2.8	684	3.4	202	42.1
合 計	17,354	100.0	20,100	100.0	2,746	15.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は693百万円であり、その主なものは、当社熊本工場製造設備等45百万円、鹿児島工場製造設備等63百万円、アジア子会社の工場製造設備等118百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの借入につきましては、短期借入金3,437百万円、長期借入金200百万円の資金調達をいたしました。

また、返済につきましては、短期借入金3,943百万円、長期借入金277百万円を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2019年2月期 第61期	2020年2月期 第62期	2021年2月期 第63期	2022年2月期 第64期 (当連結会計年度)
売 上 高	22,490百万円	21,381百万円	17,354百万円	20,100百万円
経 常 利 益	1,703百万円	1,336百万円	96百万円	823百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	3,562百万円	794百万円	△24百万円	665百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	966円47銭	216円73銭	△6円77銭	183円24銭
総 資 産	25,787百万円	26,543百万円	25,665百万円	26,908百万円
純 資 産	20,297百万円	20,652百万円	20,741百万円	22,260百万円
1株当たり純資産	4,942円12銭	5,014円72銭	5,069円80銭	5,550円62銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第61期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第62期から適用しており、第61期に係る財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
富士エンジニアリング株式会社	千円 50,000	% 100.0	機械工具の設計及び販売、 機械の販売
アキュロムU.S.A.インコーポレーテッド	千米ドル 8,001	88.8	超硬工具等の製造及び販売
韓富エンジニアリング株式会社	千ウォン 2,300,000	97.5	超硬工具等の製造及び販売
サンセルP. T. Y. リミテッド	千豪ドル 4,143	97.6	緩衝梱包材、断熱材、 保冷剤の製造及び販売
大連富士工具有限会社	千元 52,970	58.9	超硬工具等の製造及び販売
P. T. フジプレシシツール インドネシア	千ルピア 18,683,200	67.0	超硬工具等の製造及び販売
アキュロムセントラル ヨーロッパ有限会社	千ズロチ 11,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
広州富士工具有限会社	千元 30,937	82.8 (21.9)	超硬工具等の製造及び販売
長春韓富工具有限会社	千元 12,719	100.0 (100.0)	超硬工具等の製造及び販売
アキュロムメキシコ株式会社	千ペソ 27,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
フジセイコウタイランド株式会社	千バーツ 106,000	51.0	超硬工具等の製造及び販売
韓富インド有限会社	千ルピー 48,999	55.0 (55.0)	超硬工具等の製造及び販売
志賀機械工業株式会社	千円 48,000	100.0	専用工作機械、汎用工作機械 等の製造及び販売

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。
2. 2021年3月1日に志賀機械工業株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大の影響や米中の貿易摩擦の影響を受け、当社グループの主要な取引先であります自動車産業界では、先行き不透明な状況が継続しております。さらに、世界的な半導体不足及び原油高の影響が顕在化してきた中で、ウクライナ情勢の緊張が激化し、先行きの不透明感が極めて強まっている状況となっております。

自動車産業界では、電動化に向けて各国の政策を反映した目標を掲げており、内燃機関から電動モーターへの移行が進むと、当社の主力製品であります加工工具の需要は減少する懸念があります。当社グループにおいては、既存技術を生かしたビジネスに加え、新しい事業領域に挑戦することで、新たな需要を掘り起こすことが課題となっております。

このような環境において、当社グループは「グループ中期経営計画」に基づき、企業価値の向上を目指します。

＜グループ中期経営計画の要旨＞

(1) 守り続けるものは「創業の心」

創業以来培ってきた「創業の心」を守り、次世代へつなげていく

「経営理念」 「経営基本方針」 「富士精工DNA」 「長期経営ビジョン」

(2) 目指すものは「Good Company」

長期経営ビジョン「Good Company」を目指すために、以下の視点でテーマを設定

「カーボンニュートラル」 「財務体質の強化」 「人材開発」

(3) 中期マスタープランの実施

トップビジョンの達成を目指して、以下の取り組みを実施

①既存製品・技術は温存しつつ、今ある経営資源の最適配分を行う

②当社が進めてきたFTE事業コンセプトをこれからも大事にし、FUJI Total Connected-max Engineering Companyとして、「ものづくり現場の困りごとを解決する企業」であり続ける

③企業コンセプト「C-max」に新たな意味づけを行い、C-MaX循環企業へと変身し、新しい事業へのキーワードとしてサステナビリティ（持続可能な成長）を実現する
C-MaX：Circular-Management Transformation

④従業員個々の能力を高め、長く働くことができる環境づくりと人材開発を行う

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社1社で構成され、超硬工具関連（ホルダー、チップ、バイト、カッター・ドリル・リーマ）、自動車部品関連、包装資材関連、その他の製造及び販売ならびにこれらに付随する事業を行っております。

事業区分	事業内容
超硬工具関連事業	超硬工具等の製造及び販売
自動車部品関連事業	自動車用試作部品の製造及び販売
包装資材関連事業	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
その他事業	機械工具の設計及び販売、機械の販売、金型の製造及び販売 専用工作機械、汎用工作機械等の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

① 当社

本社及び本社工場 (愛知県豊田市)
 熊本工場 (熊本県菊池郡)
 鹿児島工場 (鹿児島県霧島市)
 関東営業所 (神奈川県厚木市)
 富士営業所 (静岡県富士市)

② 子会社

国内

富士エンジニアリング株式会社 本社 愛知県豊田市
 志賀機械工業株式会社 本社 愛知県知立市

海外

アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド 本社 米国 ケンタッキー州レキシントン市
 韓富エンジニアリング株式会社 本社 韓国 忠清南道天安市
 サンセルP. T. Y. リミテッド 本社 豪州 ビクトリア州カラムダウンズ市
 大連富士工具有限会社 本社 中国 遼寧省大連市
 P. T. フジプレシシツールインドネシア 本社 インドネシア共和国 西部ジャワ州プカシ県
 アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社 本社 ポーランド イェルチ・ラスコビツェ市
 広州富士工具有限会社 本社 中国 広東省広州市
 長春韓富工具有限会社 本社 中国 吉林省長春市
 アキュロムメキシコ株式会社 本社 メキシコ アグアスカリエンテス州ハススマリア市
 フジセイコウタイランド株式会社 本社 タイ アユタヤ県
 韓富インド有限会社 本社 インド タミル・ナードゥ州カーンチープラム県

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,541 (110) 名	△14 (8) 名

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外部への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
452 (66) 名	△13 (△2) 名	42.7歳	20.9年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
碧海信用金庫	217百万円
株式会社大垣共立銀行	110
M U F G バンク（中国）有限公司	107

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,306,778株 (自己株式729,062株を含む)
- ③ 株主数 1,720名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
C.I.F. HOLDING株式会社	251千株	7.0%
有限会社シーマックス	236	6.5
株式会社晃永	210	5.8
森 誠	127	3.5
富士精工従業員持株会	115	3.2
株式会社大垣共立銀行	111	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	92	2.5
森 仁志	91	2.5
第一生命保険株式会社	62	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	60	1.6

(注) 当社は、自己株式729,062株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	森 誠	有限会社シーマックス 代表取締役社長
代表取締役社長	鈴木 龍城	
専務取締役営業部門長	樋口 直行	
取 締 役	佐原 伸彦	佐原工業株式会社 監査役
取 締 役	大平 博	ユニオンツール株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	加藤 芳彦	
監 査 役	平野 徹	弁護士
監 査 役	木村 元泰	公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所 所長 株式会社J B イレブン 社外取締役 株式会社グルメ杵屋 社外取締役

- (注) 1. 取締役佐原伸彦氏及び大平博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平野徹氏及び木村元泰氏は、社外監査役であります。
3. 取締役佐原伸彦氏は、佐原工業株式会社の監査役を兼務しております。
4. 取締役大平博氏は、ユニオンツール株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
5. 監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門知識と実務経験を有しております。
6. 当社は取締役佐原伸彦氏及び大平博氏、監査役平野徹氏及び木村元泰氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、当該保険契約は2022年6月に更新される予定であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 固定報酬に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、報酬の水準につきましては、当社の業績、類似業種における他社水準や従業員水準との比較等を考慮しつつ、総合的に勘案して算定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識と連動性を高めるため、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした現金報酬を賞与として支給します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等につきましては、ストックオプション制度を採用しています。発行する新株予約権につきましては、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額としております。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬は、職責の重要性に鑑み、報酬の業績連動性を高めるため、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね25%としております。

社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね18%としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、個々の役位、職責、毎事業年度末に実施する職務遂行要件の個別評価等を総合考慮のうえで報酬額を決定し、報酬限度額の範囲内で毎月定額が支払われます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、1987年5月28日開催の第29回定時株主総会において決議された月額1,300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）を取締役報酬の限度額としています。

なお、個人別の取締役の報酬額につきましては、決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬諮問委員会において、各人の担当分野や業績に基づき、報酬総額の限度内で報酬額を協議し、その答申を経て、取締役会で審議・決定しています。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	83 (7)	83 (7)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	15 (5)	15 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	99 (12)	99 (12)	— (—)	— (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、一定の支給率を乗じて算出しております。当該指標を採用している理由としては、当社グループの経営管理を責任範囲に持たせるためであります。なお、当事業年度におきましては、当社の業績等を勘案し、業績連動報酬等は不支給であります。
3. 取締役の報酬限度額は、1987年5月28日開催の第29回定時株主総会において月額1,300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役1名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年5月17日開催の第49回定時株主総会において月額350万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役2名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・佐原工業株式会社、木村元泰会計事務所、株式会社 J B イレブン及び株式会社グルメ軒屋と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ユニオンツール株式会社は当社との間に商品供給等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	佐原 伸彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。自動車業界における豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行っております。
取 締 役	大平 博	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。ユニオンツール株式会社の代表取締役社長として活躍しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行っております。
監 査 役	平野 徹	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。弁護士として豊富な経験と専門知識を有し、専門的な見地から必要な発言を行っております。
監 査 役	木村 元泰	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士として財務及び会計ならびに税務に関する豊富な経験と専門知識を有し、専門的な見地から必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,900

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、コンプライアンス体制の基盤を、法令や社会規範、経営理念や経営基本方針、各種社内規程等におき、これらを順守した事業活動を行うことを旨とします。
 2. 当社は、コンプライアンス推進と統括にあたる組織の設置と、コンプライアンス規程やこれに関連する諸方針・マニュアル等の制定・周知を通じて、関係者のコンプライアンス意識や行動の浸透を図ります。
 3. 当社は、法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正を図るため、社内及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置します。また、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行いません。
 4. 取締役は、財務報告の信頼性を確保し、会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備・運用します。
 5. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 6. 内部監査室は、業務執行部門から独立し、富士精工グループにおける業務の適正性及び効率性を監査します。
 7. 当社は、取締役・監査役・執行役員・内部監査室・コンプライアンス統括部署によって構成する内部統制審議会を定期開催し、コンプライアンスや経営リスクに関する情報共有や諸課題の解決にあたります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社は、取締役会のほか重要な会議における意思決定に係る議事録・稟議書類などの取締役の職務執行に係る文書を、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存・管理します。
 2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、代表取締役社長を最高責任者とし、管理部門長が統括するリスク管理担当部署を設置して、全社横断的なリスク管理を推進します。
 2. 当社は、取締役会や内部統制審議会を通じて、富士精工グループの事業活動に影響を及ぼすと考えられるリスクを予見・把握・評価し、必要に応じて対応策を協議し、その回避・軽減・移転その他必要な措置を講じます。
 3. 当社は、事業活動に重大な影響を及ぼす危機の発生に備え、危機管理マニュアルを定め、迅速かつ的確な危機対応・再発防止を行うことにより、損失の拡大防止・最小化に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その他必要に応じて適宜開催します。
 2. 職務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限基準等で、責任者とその責任・権限を定めて業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況把握し、その妥当性・有効性を検証します。
 3. 中期経営計画・年度経営計画を策定し、取締役会がこれを決定します。部門長のもと、各部門は当該計画・年度社方針に沿った方針・目標を策定し、その実施状況を取締役会を始めとする重要会議でレビュー、必要に応じた改善等を行うことで、取締役の職務の効率性を確保します。
 4. 当社は、独立性を有する社外取締役を継続して選任し、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上に努めます。
- ⑤ 富士精工グループにおける業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、関係会社における職務執行状況を的確に把握するため、担当役員制を採用します。業務執行取締役・業務執行役員は、担当する関係会社の監視・監督を担い、関係会社から適時適切に職務執行の報告を受けるものとします。
 2. 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、定期開催される関係会社会議を通じて取締役を始めとする関係者に報告します。また、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等については、取締役会・内部統制審議会で報告し、対応策等を決定することで、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
 3. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、関係会社の監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告します。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、代表取締役社長を通じて、取締役会・内部統制審議会に遅滞なく報告します。
- ⑥ 監査役を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
1. 取締役は、監査役の求めにより、監査役を補助する従業員として適切な人材を選任し、必要な設備・施設・予算を確保します。
 2. 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。
 3. 監査役補助者は、取締役からの独立性確保のため、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

- ⑦ 取締役及び従業員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営・事業運営上の重要事項や業務執行の状況・結果について、監査役に報告します。
 2. 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告します。
 3. 取締役及び従業員等は、監査役に対する報告が通常の職制を通じた報告であるか否かを問わず、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対し一切の不利益な取扱いを行いません。
 4. 代表取締役社長は、企業倫理ヘルプラインの適切な運用を図り、当該内容は監査役へ適切に報告します。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役社長と会計監査人は、監査役の効果的な監査業務遂行を支援するため、対処すべき課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について、監査役との定期的な意見交換を行います。
 2. 監査役は、内部監査室から内部監査の経過や結果について報告を受けるとともに、会計監査人から会計監査の内容について随時説明を受けるなど情報交換を行い、相互連携を図ります。
 3. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにするなど、監査環境の整備に努めます。
 4. 監査役の職務の執行に係る費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、所定の手続きによって速やかに支払います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制システム全般に関する事項

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、関係会社会議を7月と12月の年2回開催し、関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を確認・監督いたしております。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

2. コンプライアンスに関する事項

法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正を図るため、内部通報制度として当社総務部を通常相談窓口とするほか、第三者機関を特別相談窓口とする「企業倫理ヘルプライン」を設置しております。

3. 監査役に関する事項

監査役は当社グループの重要会議に出席して職務遂行状況に関する報告を受けるとともに、取締役、会計監査人、内部監査責任者と適宜意見交換を行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,207,612	流 動 負 債	3,237,407
現金及び預金	8,592,033	支払手形及び買掛金	981,115
受取手形及び売掛金	2,896,945	短期借入金	388,923
電子記録債権	998,242	一年内返済予定長期借入金	179,060
有価証券	673,531	未払法人税等	150,165
商品及び製品	1,406,295	賞与引当金	132,080
仕掛品	639,897	その他	1,406,061
原材料及び貯蔵品	591,608	固 定 負 債	1,411,156
その他	423,537	長期借入金	128,866
貸倒引当金	△14,478	役員退職慰労引当金	41,940
固 定 資 産	10,700,988	繰延税金負債	164,343
有 形 固 定 資 産	8,300,282	退職給付に係る負債	810,445
建物及び構築物	1,819,062	その他	265,561
機械装置及び運搬具	4,041,600	負 債 合 計	4,648,564
土地	2,129,848	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	110,201	株 主 資 本	19,892,811
その他	199,569	資本金	2,882,016
無 形 固 定 資 産	470,124	資本剰余金	4,162,607
借地権	60,748	利益剰余金	13,890,681
その他	409,375	自己株式	△1,042,493
投 資 そ の 他 の 資 産	1,930,581	その他の包括利益累計額	△34,284
投資有価証券	1,244,514	その他有価証券評価差額金	323,230
長期貸付金	6,080	為替換算調整勘定	92,352
繰延税金資産	474,952	退職給付に係る調整累計額	△449,868
その他	229,879	非 支 配 株 主 持 分	2,401,510
貸倒引当金	△24,846	純 資 産 合 計	22,260,036
資 産 合 計	26,908,600	負 債 純 資 産 合 計	26,908,600

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		20,100,636
売上原価		15,606,117
売上総利益		4,494,519
販売費及び一般管理費		4,134,888
営業利益		359,630
営業外収益		
受取利息	44,673	
受取配当金	29,063	
持分法による投資利益	58,911	
為替差益	180,757	
技術指導料	52,054	
その他	112,848	478,309
営業外費用		
支払利息	5,879	
売上割引	470	
その他	7,786	14,136
経常利益		823,803
特別利益		
固定資産売却益	131,130	
投資有価証券売却益	102,585	233,716
特別損失		
固定資産除売却損	10,902	
その他	875	11,777
税金等調整前当期純利益		1,045,742
法人税、住民税及び事業税		315,437
法人税等調整額		△35,143
当期純利益		765,448
非支配株主に帰属する当期純利益		99,726
親会社株主に帰属する当期純利益		665,721

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,192,583	流 動 負 債	1,800,324
現金及び預金	3,793,368	支払手形	241,827
受取手形	62,703	買掛金	446,847
電子記録債権	969,144	短期借入金	169,000
売掛金	1,699,283	一年内返済予定長期借入金	138,000
有価証券	673,531	未払金	161,653
商品及び製品	308,439	未払費用	245,710
仕掛品	432,616	未払法人税等	123,110
材料及び貯蔵品	97,959	預り金	18,272
前払費用	47,845	賞与引当金	115,506
未収金	72,690	設備代支払手形	71,947
関係会社短期貸付金	19,833	その他	68,447
その他	15,167	固 定 負 債	244,841
固 定 資 産	9,550,416	繰延税金負債	151,803
有形固定資産	4,151,352	長期未払金	83,974
建物	705,198	その他	9,063
構築物	63,250	負 債 合 計	2,045,165
機械及び装置	2,251,071	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	1,141	株 主 資 本	15,374,419
工具、器具及び備品	79,255	資 本 金	2,882,016
土地	951,550	資 本 剰 余 金	4,162,607
有形リース資産	8,340	資本準備金	4,132,557
建設仮勘定	91,542	その他資本剰余金	30,049
無形固定資産	261,413	利 益 剰 余 金	9,372,289
借地権	34,466	利益準備金	413,560
ソフトウェア	221,382	その他利益剰余金	8,958,728
電話加入権	5,564	別途積立金	7,880,000
投資その他の資産	5,137,650	繰越利益剰余金	1,078,728
投資有価証券	1,150,858	自 己 株 式	△1,042,493
関係会社株	2,217,880	評価・換算差額等	323,414
出資	52,785	その他有価証券評価差額金	323,414
関係会社出資金	868,446	純 資 産 合 計	15,697,833
関係会社長期貸付金	224,150	負 債 純 資 産 合 計	17,742,999
前払年金費用	534,718		
その他	113,657		
貸倒引当金	△24,846		
資 産 合 計	17,742,999		

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		10,722,658
売 上 原 価		8,837,688
売 上 総 利 益		1,884,970
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,093,539
営 業 損 失		208,568
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	88,215	
為 替 差 益	121,848	
そ の 他	159,296	369,359
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	960	
そ の 他	869	1,830
経 常 利 益		158,961
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	132,262	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102,585	234,847
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	7,288	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	875	8,163
税 引 前 当 期 純 利 益		385,645
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	132,433	
法 人 税 等 調 整 額	△42,763	89,670
当 期 純 利 益		295,975

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

富士精工株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士精工株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

富士精工株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士精工株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月12日

富士精工株式会社 監査役会

常勤監査役	加	藤	芳	彦	Ⓔ
社外監査役	平	野		徹	Ⓔ
社外監査役	木	村	元	泰	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

企業体質の強化を図るため内部留保の充実に気を配りつつ、安定的な配当の維持を基本とし、業績や配当性向等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金20円
配当総額 71,554,320円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月19日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	
おおば ち え み 大場 智恵美 (1961年3月23日生) ■所有する当社の株式数 —	1990年4月 ユニオンツール株式会社入社
	2018年3月 同社内部監査部長
	2021年3月 同社常勤監査役（現任） 同社子会社台湾佑能工具股份有限公司監査役（現任）
	2022年3月 同社子会社佑能工具（上海）有限公司監査役（現任） 同社子会社東莞佑能工具有限公司監査役（現任）
	[重要な兼職の状況] ユニオンツール株式会社常勤監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

- ・大場智恵美氏は、ユニオンツール株式会社の内部監査部長を務められるなど、企業経営に高い見識を有しており、現在は同社及び子会社の監査役として活躍されております。監査役としての責務や業務内容を十分に理解されておられることから、社外監査役に就任された際には、適法性及び妥当性の監査を客観的な視点からの確に行っていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

その他補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

- ・大場智恵美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・大場智恵美氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役に就任された際には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・大場智恵美氏が社外監査役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
- ・当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。大場智恵美氏が社外監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2022年6月に更新される予定です。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

会場

愛知県豊田市吉原町平子26番地
 当社本社
 TEL 0565-53-6611 (代表)

交通

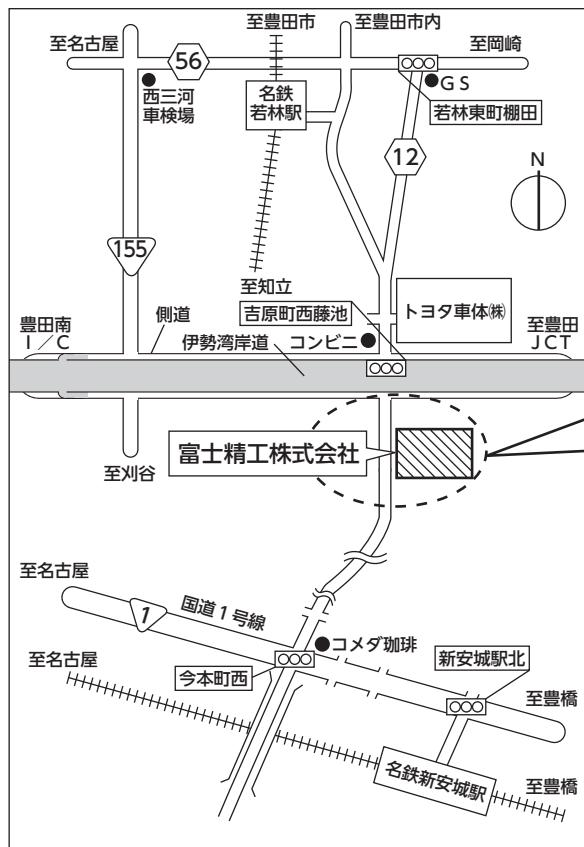
公共交通機関でお越しの場合

- ・名鉄本線 新城駅下車 北口よりタクシー 約10分
- ・名鉄三河線 若林駅下車 タクシー 約10分

お車でお越しの場合

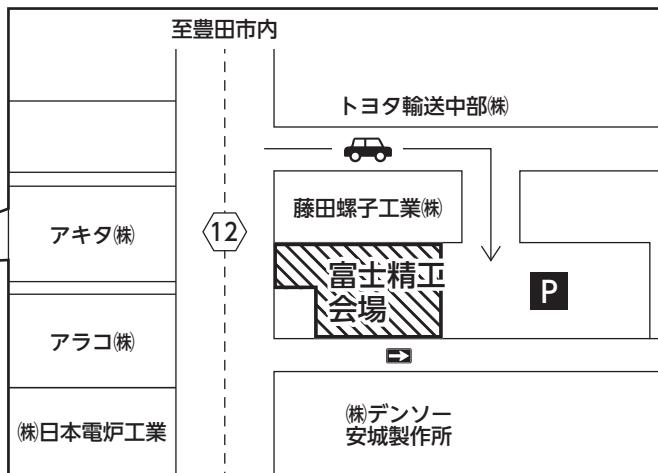
- ・伊勢湾岸道 豊田南インターより

約5分



◎株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染予防と株主様の安全確保の観点から、
 本年は送迎バスの運行を取りやめとさせていただきます。
 あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。



※お車で越しの際は、駐車場までお越しください。
 駐車場では係りの者が案内いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。